

公共汚水ます（取付管）等設置申請書

令和 年 月 日

(宛先)各務原市長

申請者

住所 各務原市那加桜町1丁目69番地

氏名 各務 太郎

電話番号 (383) 7114

公共汚水ます（取付管）等の設置について、下記のとおり申請します。

申請場所	各務原市 那加桜町1丁目69番		
申請個数	1 個	土地の面積	200 平方メートル
土地所有者	住所	各務原市三井東町4丁目32番地	
	氏名	水道 次郎	
建物所有者	住所	各務原市那加桜町1丁目69番地	
	氏名	各務 太郎	

北 ↑	※設置申請を希望しない場合は、今回設置申請しませんとご記入ください。		
	※設置申請を希望される場合は、概略図をご記入ください。		
(記入例) 東の境界から1.5m			

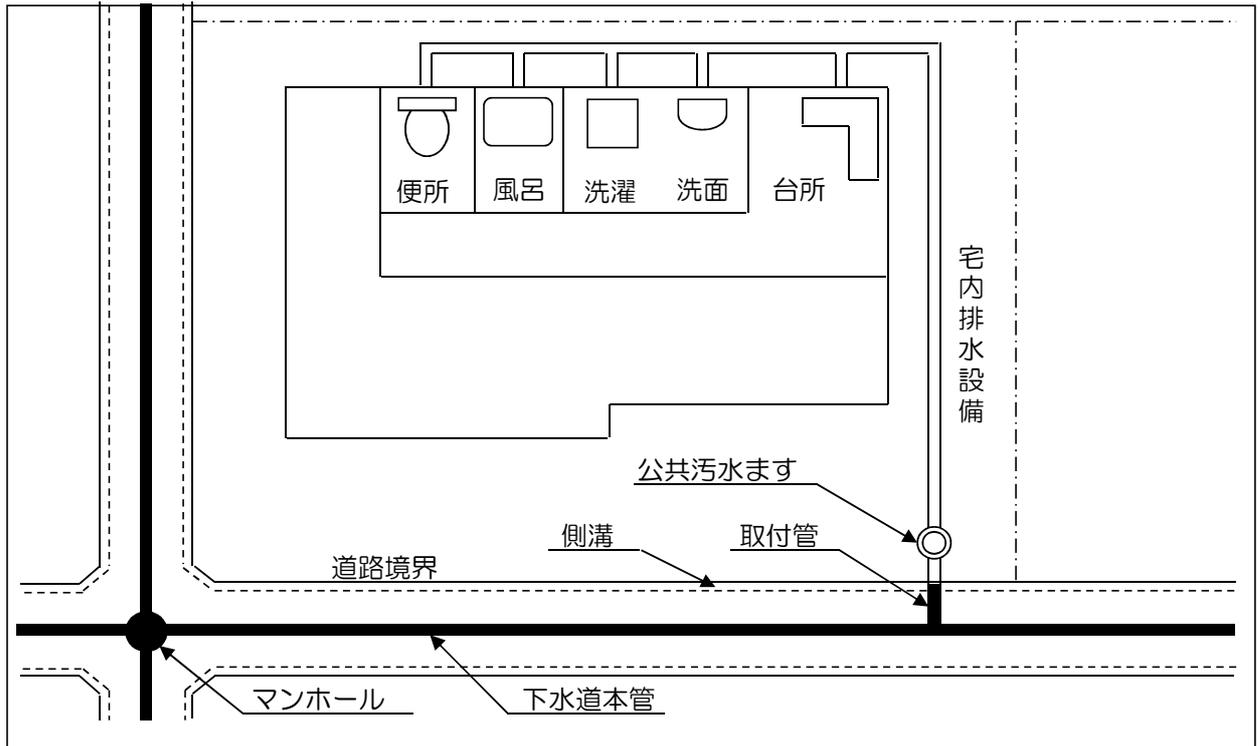
【取付管の管径、深さの要望について】

通常、取付管の管径は125mm、埋設深さは80cm程度ですが、大規模な建物（排水量が多い）等で大管径が必要な場合や、敷地奥行きが長く、取付位置が深くなる場合は、下記へ記入して下さい。

取付管径 [mm] 取付管深さ [cm]

受付印	摘要
-----	----

公共汚水ます（取付管）等の位置の決定および申請について（お願い）



◎ 設置位置決定にあたっての注意

1. この申請書をもとに「取付管」及び「公共汚水ます」の設置位置を決定します。
2. 設置箇所数は、原則1区画（1戸）につき1箇所です。（但し、500㎡以上の場合は、2箇所設置可能です。）
3. 設置位置は道路境界から1m程度以内の宅内の土地で、お隣の境界から1m程度以上離れた所を指定してください。（公共汚水ますの設置工事には1m四方程度の土地が必要です）
4. 雨水は従来どおり側溝等へ流します。（分流式）
5. 以下の場所は設置不可能ではありませんが、宅内排水設備工事の際、支障物の移設や工期の長期化等の問題が生じますので、設置場所としてあまり好ましくありません。
 - ・ 庭木、庭石など、公共汚水ますの設置工事に支障となるものがある場所
 - ・ 水道メーターのある場所（1m程度以上離す）
 - ・ 高い土留壁、石積み等の場所（宅内排水設備工事時に土留壁等を取り壊す必要がある為工期が長くなり、工事費も割高になります。なお、道路に面したところが全て土留壁等の場合は、最小限の工事で済むような場所で申請されるようお勧めします。
6. 取付管の位置については指定工事店にてご相談いただけます。（無料）

◎ 申請書の記入について

1. 設置位置は、裏面の記入例のとおり、必ず隣地境界からの距離を明記して下さい。
2. 土地と建物の所有者が異なる場合は、建物の所有者が申請者となります。

◎ 申請書の提出方法

1. 返信用封筒で郵送する。
2. 直接、下水道課に持参する。
3. 下記のURLもしくはQRコードから、提出することもできます。

<https://logoform.ip/form/en3w/941479>

